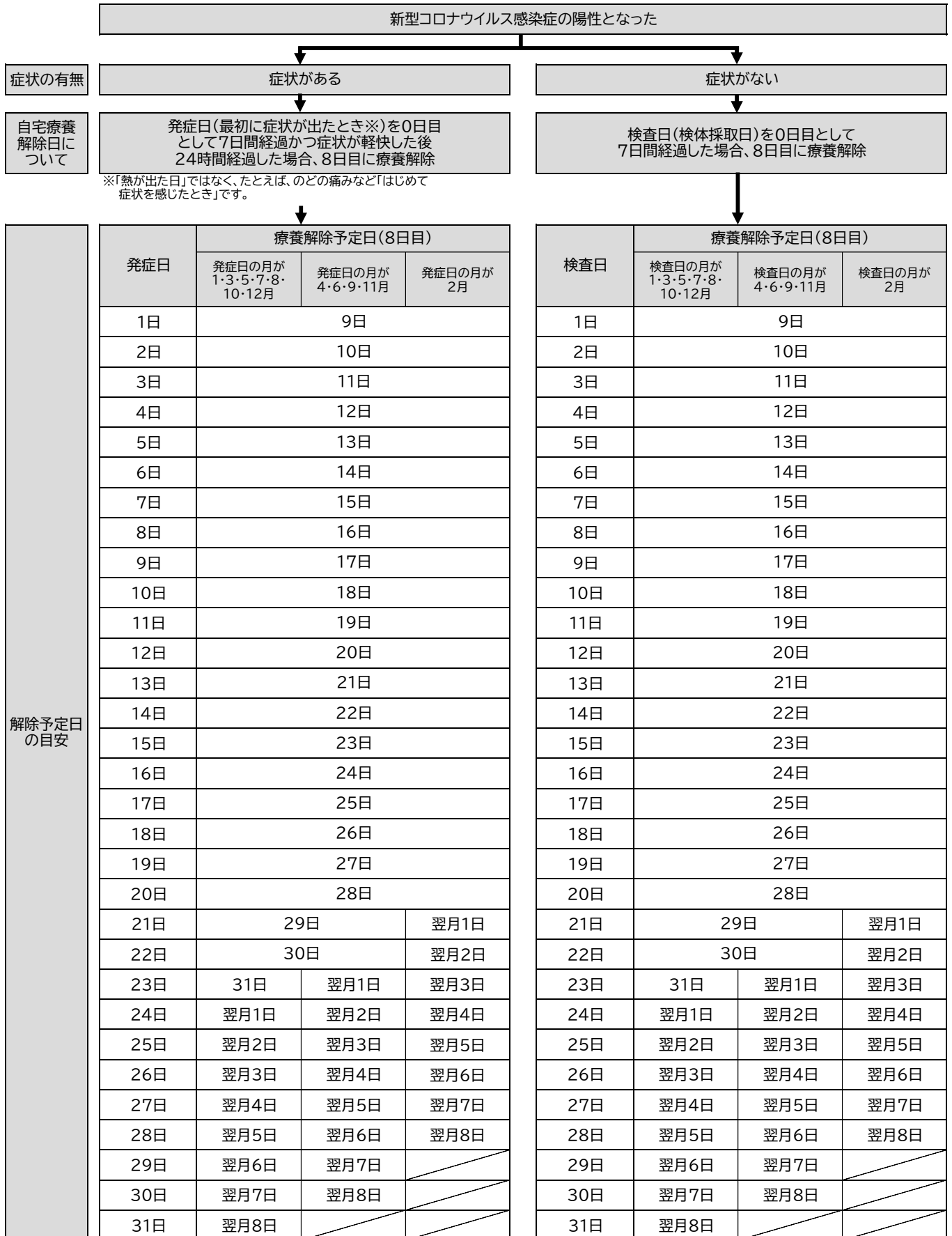


## 陽性者の療養解除予定日の目安について

新型コロナウイルス感染症と診断されたかたについては一定期間療養となりますが、症状の有無によって療養期間が異なるため、療養期間の目安としてご活用ください。(療養解除予定日は、出勤や登校など外出可能となる日にちです。)



濃厚接触者の待機期間は裏面をご覧ください

## 濃厚接触者の待機解除予定日の目安について

陽性者と同居家族のかたは基本的に濃厚接触者となります。同居のかたも自宅にて待機の上、毎日ご自身で健康観察を行ってください。

濃厚接触者のかたは、

- ①自宅でもマスクをつける ②手洗い・手指消毒の実施 ③物資等の共有を避ける ④ドアや手すりなど共有部分の消毒
- ⑤陽性者と部屋を分ける ⑥お風呂は陽性者が最後に入る

などの感染対策をとり、待機期間中に症状が無ければ解除となります。

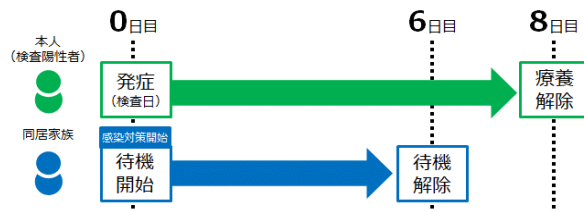
なお、濃厚接触者の待機期間の始まりは、最後に陽性となった家族の発症日もしくは家庭内で感染対策を取った日のいずれか遅いほうになります。(待機解除予定日は、出勤や登校など外出可能となる日にちです。)

(詳しくは「新型コロナウイルス感染症と診断されたかたへ」の裏面を参照)

待機開始又は待機再開日	待機解除予定日(6日目)		
	待機開始又は待機再開日の月が1・3・5・7・8・10・12月	待機開始又は待機再開日の月が4・6・9・11月	待機開始又は待機再開日の月が2月
1日	7日		
2日	8日		
3日	9日		
4日	10日		
5日	11日		
6日	12日		
7日	13日		
8日	14日		
9日	15日		
10日	16日		
11日	17日		
12日	18日		
13日	19日		
14日	20日		
15日	21日		
16日	22日		

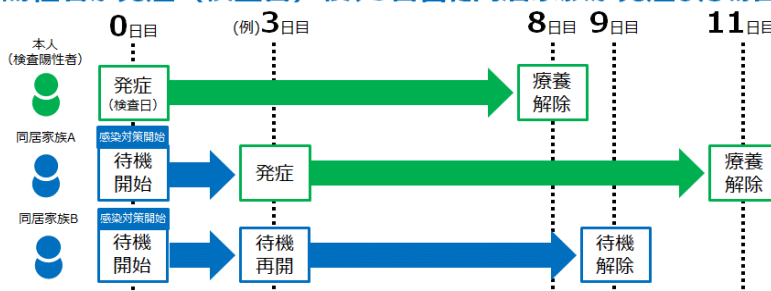
待機開始又は待機再開日	待機解除予定日(6日目)		
	待機開始又は待機再開日の月が1・3・5・7・8・10・12月	待機開始又は待機再開日の月が4・6・9・11月	待機開始又は待機再開日の月が2月
17日	23日		
18日	24日		
19日	25日		
20日	26日		
21日	27日		
22日	28日		
23日	29日	翌月1日	
24日	30日	翌月2日	
25日	31日	翌月1日	翌月3日
26日	翌月1日	翌月2日	翌月4日
27日	翌月2日	翌月3日	翌月5日
28日	翌月3日	翌月4日	翌月6日
29日	翌月4日	翌月5日	
30日	翌月5日	翌月6日	
31日	翌月6日		

### 陽性者が発症（検査日）と同時に感染対策を開始した場合



※「療養解除日」、  
「待機解除日」から、  
出勤や登校など  
外出可能となります。

### 陽性者が発症（検査日）後、3日目に同居家族が発症した場合



※「療養解除日」、  
「待機解除日」から、  
出勤や登校など  
外出可能となります。

※感染対策とは

日常生活を送る上で可能な範囲でのマスク着用、手洗い、手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施